

平成 30 年 12 月 14 日

兵庫県議会
議長 松本隆弘 様

議会運営委員会
委員長 黒川 治

議会改革の取組の検証に関する報告書

平成 30 年 6 月 13 日の議会運営委員会において、議長から諮問を受けた「議会改革の取組の検証に関する事項」について、調査、検討を行い、その結果をとりまとめたので、次のとおり報告いたします。

I 検証の背景、経過

1 背景

本県議会は、議会として果たすべき責務や役割を県民に明らかにするとともに、議会が県民の負託に的確に応え、県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与するために平成 24 年 3 月に兵庫県議会基本条例（以下「条例」という。）を制定し、条例の理念のもと議会改革に取り組んできた。

今任期においても、議会機能の充実強化、県民に開かれた県議会の実現に向けた方策の検討を行い、任期 2 年目以降の 6 月定例会において新たに一般質問を実施し、閉会中の常任委員会では地域開催を行うなど議会改革を推進してきた。

今後とも、議会改革に継続的に取り組み、実効性のあるものにしていくためには、条例第 24 条に規定するとおり「取組の状況について定期的な検証を行う」ことが重要であり、今年度が議員任期最終年という節目であることや、新議会においても議会改革の取組を継承し、さらに進展させていく必要があることから、議長より議会改革の検証についての諮問が議会運営委員会になされた。

2 検証の経過

平成 30 年 6 月 13 日、議長からの諮問に基づき「議会改革の取組の検証に関する事項」の調査・検討を行うため、議会運営委員会に小委員会である「議会改革検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置し、6 月 18 日の第 1 回検証委員会以降、計 8 回にわたり活発に協議を重ねてきた。

II 検証項目

7 月 18 日の検証委員会において、次のとおり検証項目を決定した。

検 証 項 目

- 1 議会運営委員会の所管事項（議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項）
 - (1) 本会議における審議の活性化
 - ① 任期2年目以降の6月定例会について、質問者数を5人として新たに一般質問の実施
 - ② 再質疑・再質問を一問一答方式に変更
 - ③ いずれの質問方式においても答弁聴取の際には、質問者待機席に着席
 - ④ 質問通告の見直し（1日前倒し）
 - (2) 政策提言機能の強化
 - ① 「議員提案政策条例の調整手続に関する申し合わせ」の策定
 - (3) 常任委員会の審査・調査の充実
 - ① 閉会中常任委員会の地域開催の実施
 - ② インターネット中継の拡充（常任委員会の分割開催）
 - ③ 常任委員会の関心を高め、傍聴者を増加させる取組の実施
 - ④ 常任委員会活動における若者等との対話を充実
 - (4) 県民に開かれた議会
 - ① 本会議のインターネット中継・録画配信に手話通訳を導入
 - ② 本会議場にベビーベッドを備えた「親子傍聴席」の設置
 - ③ 本会議場傍聴席に「優先座席」の設置
 - ④ 県議会におけるサテライトゼミ（県内大学）の受入
 - ⑤ 正副議長と大学生との意見交換等を実施
 - ⑥ 障害者アート展の開催
 - (5) その他
 - ① 県議会連絡サイトの整備・運用（常任委員会等議員向け情報、危機発生時の対応、政務活動費の適切な運用）
 - ② 選挙期日と議員任期の「ずれ」解消のための議員任期の特例の適用
 - ③ 地方議会協議会の充実（実施方法の見直し）
- 2 議会運営委員会の所管以外の事項
 - (1) 議会広報の充実
 - ① スマートフォン向け本会議録画配信の実施
 - ② 県議会フェイスブックの開設
 - ③ 広報紙「ひょうご県議会だより」の充実
 - (2) 政策提言機能の強化
 - ① 議員提案政策条例の策定に向けた学識者・関係団体等参考人招致による意見聴取の実施
 - ② 条例提案能力向上に向けた政策法務研修の実施
 - (3) 政務活動費の適正運営
 - ① インターネットによる情報公開

Ⅲ 検証の結果

各検証項目について、実施効果（成果）を整理の上、課題を抽出した。その上で、今後の取組の方向や改善方策について協議を行った。

1 議会運営委員会の所管事項（議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項）

（1）本会議における審議の活性化

① 任期2年目以降の6月定例会について質問者数を5人として新たに一般質問の実施

- ・開始時期 平成28年6月
- ・内 容

	質問日数	質問人数
6月定例会	0 → 1日	0 → 5人

【実施効果（成果）】

審議の充実や質問機会の確保に寄与する取組として一定の成果があった。

【課題】

特になし。

【その他意見】

質問日数を増やし、全議員が1年に1回は、一般質問できるように改善すべきであるとの意見が出された。

② 再質疑・再質問を一問一答方式に変更

- ・開始時期 平成29年9月
- ・内 容 再質疑、再質問は質問者が一問ごとに再質疑、再質問を行い、その都度、答弁者が再答弁し、再質疑、再質問と再答弁を交互に行う。

【実施効果（成果）】

質問項目の明確化並びに質問時間の厳守に一定の成果があった。

【課題】

特になし。

【その他意見】

整理して再質問を行うよう資質を高める努力が必要であるという意見とともに、一問一答方式に限定しなくてもよいのではないかと意見が出された。

③ いずれの質問方式においても答弁聴取の際には、質問者待機席に着席

- ・開始時期 平成27年9月
- ・内 容 いずれの質問方式においても答弁の聴取は、質問者用の演壇の脇に設けられた待機席で行う。

【実施効果(成果)】

傍聴者に議論のやりとりがわかりやすくなった。

【課題】

特になし。

【その他意見】

一括質疑、質問において待機席に着席することに伴い、質問終了後の答弁に対するコメントが目立ち、冗長な場合は申し合わせ事項の遵守が求められるとの意見が出された。

④ 質問通告の見直し（1日前倒し）

- ・ 開始時期 平成 29 年 2 月
- ・ 内 容 発言の通告は、発言通告書により質疑、質問日の前々日の 17 時までに行うものとする。

【実施効果(成果)】

当局職員の超過勤務の縮減につながり、議会サイドから行革の取組を支援することができた。

【課題】

特になし。

【関連する対応】

当局の答弁を簡潔に行うよう求める意見が出され、事務局を通じて当局へ申し伝えた。

(2) 政策提言機能の強化

① 「議員提案政策条例の調整手続きに関する申し合わせ」の策定

- ・ 開始時期 平成 28 年 11 月
- ・ 内 容 「議員提案による政策条例の調整手続きに関する申し合わせ」を策定した。

【実施効果(成果)】

手続きが明確化し、円滑な調整に一定の成果があった。

【課題】

委員会提案による政策条例の調整に関する手続きの明確化が必要となった。

【改善方策】

申し合わせを議会運営委員会において策定した。(別紙 1)

(3) 常任委員会の審査・調査の充実

① 閉会中常任委員会の地域開催の実施

- ・ 開始時期 平成 29 年 7 月
- ・ 内 容 各委員会とも 2 年に 1 回、地域開催を行うものとし、平成 29 年度は 4 委員会、平成 30 年度は 3 委員会で実施した。

【実施効果(成果)】

県議会の役割や機能について、県民の理解促進を図ることができた。

【課題】

本庁開催と異なり当局出席者が限定されるため、その他の関連質問は事前に周知するなど答弁のための対応が必要。

テーマに応じた関係者の傍聴は多いが、さらに幅広く県民の参加を得るため取組が必要。

【改善方策】

質問概要メモを前々日の17時までに委員長へ提出し、委員長より当局の対応を求めることとした。

幅広く県民の参加を得るための取組については、地域開催2年間の検証結果も踏まえ、新議会において引き続き検討していく。

② インターネット中継の拡充（常任委員会の分割開催）

- ・ 開始時期 平成27年7月
- ・ 内 容 閉会中の常任委員会を分割開催し中継設備を積極的に活用した。

常任委員会年間 ネット中継 回数		アクセス数		
		ライブ中継		録画配信
		年間	1回当	年間
H27	20	2,263	113	15,026
H28	26	2,121	82	14,364
H29	24	2,043	85	24,250

【実施効果(成果)】

常任委員会の分割開催によりインターネット中継回数が増加したため、視聴機会提供の拡大、情報発信、情報公開に寄与することができた。

【課題】

ライブ中継のアクセス数が伸び悩んでいる。

全常任委員会でネット中継ができるよう計画的に整備を進めるべき。

【改善方策】

広報面でアクセス数を増加させる取組を検討していく。

全常任委員会でネット中継できるよう整備を進めることについては、引き続き予算確保の見通しや効果を踏まえながら検討する。

【その他意見】

常任委員会の開催を午前、午後に分けることによりインターネット中継の機会をさらに増やしてはどうかとの意見が出された。

③ 常任委員会の関心を高め、傍聴者を増加させる取組の実施

- ・ 開始時期 平成28年9月
- ・ 内 容 審議予定事項をホームページに掲載、委員等座席表を傍聴者に提示

年度	延べ 傍聴者数	常任委員会 延べ開催数	平均傍聴者数
H28	72 人	119 回	0.6 人
H29	79 人	115 回	0.7 人

【実施効果(成果)】

取組による傍聴者数の変化は見られなかった。

【課題】

より多くの県民の傍聴を促す方策が必要である。

【改善方策】

審議項目の年間計画の周知など、広報面で傍聴者を増加させる取組を行っていく。

市町も含め他の議会の取組や第三者の意見聴取等により方策を研究していく。

【その他意見】

- ・傍聴しやすい土日、夜間開催を検討すべきとの意見が出された。

④ 常任委員会活動における若者等との対話を充実

- ・開始時期 平成 28 年 9 月
- ・内 容

28 年度	29 年度
6 委員会で計 8 回実施 (建設委員会はなし)	全委員会で計 9 回実施

【実施効果(成果)】

若者等の声を聞くことができる貴重な機会であり、議会への関心も高めることができるなど一定の成果があった。

【課題】

多くの若者が参加できるよう努める必要がある。

【改善方策】

参加募集の工夫を行っていく。

(4) 県民に開かれた議会

- ① 本会議のインターネット中継・録画配信に手話通訳を導入
 - ・開始時期 平成 28 年 6 月
- ② 本会議場にベビーベッドを備えた「親子傍聴席」の設置
 - ・開始時期 平成 27 年 9 月
- ③ 本会議場傍聴席に「優先座席」の設置
 - ・開始時期 平成 30 年 6 月

【実施効果(成果)】

多くの県民に県議会を身近に感じてもらえる取組として成果があった。

【課題】

ネット中継・録画配信の手話通訳は画像が粗く、見にくい。
小さい子供を連れも傍聴できることをさらに知らせていく。

【改善方策】

YouTubeによる録画配信は直ちに画質の解像度を高めた。ライブ中継等は手話通訳画像の改善に向け、引き続き検討していく。
ほか、今後とも広報に努めていく。

【その他意見】

本会議場にスクリーンを整備して手話通訳が傍聴席から見えるようにすべきとの意見が出された。

④ 県議会におけるサテライトゼミ（県内大学）の受入

- ・ 開始時期 平成 29 年 5 月
- ・ 内 容

平成 29 年度	平成 30 年度
関西福祉大学 社会福祉学部 神戸学院大学 現代社会学部 関西学院大学 総合政策学部 (計 3 回)	神戸学院大学 経済学部 神戸学院大学 現代社会学部 関西学院大学 総合政策学部 兵庫県立大学 経営学部 (計 4 回)

【実施効果(成果)】

大学生が県議会を身近に感じることができ、県議会としても有意義な意見交換ができるなど一定の成果があった。

【課題】

より多くの議員参加を促し、開催結果も議員に報告していく必要がある。

【改善方策】

各会派からの参加を求め、開催結果は議員連絡サイト等に掲載していく。

⑤ 正副議長と大学生との意見交換等を実施

- ・ 開始時期 平成 28 年 2 月
- ・ 内 容

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大学生 20 名	大学生 38 名	大学生 15 名

【実施効果(成果)】

若者が県議会、政治に関心を高める機会の一助となっている。

【課題】

参加学生との意見交換は、あまり成果は感じられない。

【改善方策】

サテライトゼミの取組が定着してきたため、同ゼミへ統合し、更なる充実を図っていく。

⑥ 障害者アート展の開催

- ・開始時期 平成 29 年 4 月
- ・内 容

平成 29 年度	平成 30 年度
来場者 580 人	来場者 1,200 人

【実施効果(成果)】

障害者の芸術文化活動を支援し、来場を通じて県議会を身近に感じてもらえる取組として一定の成果があった。

【課題】

取組の県民への一層の広がりが必要。

【改善方策】

当局の広報媒体も使って広く周知していく。

(5) その他

① 県議会連絡サイトの整備・運用（常任委員会等議員向け情報、危機発生時の対応、政務活動費の適切な運用）

- ・開始時期 平成 28 年 6 月
- ・内 容 〈掲載情報〉
 - ア. 閉会中常任委員会資料 過去の資料*
 - イ. 予算、決算特別委員会資料*
 - ウ. 記者発表資料
 - エ. 災害情報
 - オ. 政務活動費
 - カ. 全国都道府県議長会*
 - キ. その他連絡事項
 - ク. 当局からのお知らせ* *平成 30 年 4 月に追加

【実施効果(成果)】

過去の閉会中常任委員会資料の掲示など整備が進み、利便性が高まった。

【課題】

さらなる掲載資料の拡充や、危機発生時の情報発信の強化、連絡体制の確立を図る必要がある。

【改善方策】

サイトの掲載資料拡充に努め、危機発生時の情報発信及び連絡体制については、クラウドメールを活用し対応していく。

② 選挙期日と議員任期の「ずれ」解消のための議員任期の特例の適用

- ・議 決 平成 29 年 6 月
- ・内 容 平成 31 年（2019 年）選出議員の任期を約 3 年 10 月とし、任期終了を震災前と同じ 4 月 29 日に戻すことにより、2023 年選出議員から「ずれ」が解消する。

【実施効果(成果)】

「ずれ」が解消し、選挙後、有権者の声を速やかに県政に反映させることにつながる。

【課題】

来年の一般選挙に向けて、県民への周知をさらに図る必要がある。

【改善方策】

引き続き広報に努めていく。

③ 地方議会協議会の充実（実施方法の見直し）

- ・開始時期 平成 27 年度
- ・内 容 実施方法の見直し（情報共有と政策形成の向上につながるよう、都市部と郡部の市町が協働で取り組めるテーマを設定）

【実施効果(成果)】

市議会、町議会と地域創生に向けた意見交換を行い、地方分権自治体代表者会議等への提言につなげるなど、一定の成果があった。

【課題】

議論を深めるための開催方法を検討する必要がある。

【改善方策】

時間の制約があるため、共通テーマを一つに絞って議論するよう改める。

◎ 検証の過程で各会派から追加提案のあった検討項目

次の 4 点について追加提案があり検討を行った。

① ペーパーレス化の検討

クラウドメールの導入に伴い、通知や説明資料の電子化を順次進め、成果や課題を今後、検証していくこととした。

また、会議のペーパーレス化については、対象とする会議の範囲や紙を残すこととの関係、費用対効果などを新議会において継続して議論するよう検討項目として申し送ることとした。

② 予算・決算特別委員会の改革

予算・決算特別委員会について、任期中における就任回数を増やすことが提案され、意見の一致を見なかったが、そのあり方について新議会でも継続して議論するよう検討項目として申し送ることとした。

③ 予算・決算特別委員会における質問通告の見直し

質問通告の見直し（期限を前々日の 17 時とする）が提案され、意見の一致を見なかったが、新議会で継続して議論するよう検討項目として申し送ることとした。

④ 災害等有事の際の情報発信の強化

災害等有事の際には、クラウドメールを活用し、防災部局から直接議員へ情報発信するよう求めていくことで合意した。

2 議会運営委員会の所管以外の事項

（１）議会広報の充実

議会広報については、広報委員会において「県議会広報基本方針(平成 27 年第 1 回広報委員会決定)」に基づき点検し、実施効果、課題及び今後の取組方針をとりまとめた。(別紙 2)

（２）政策提言機能の強化

各会派政務調査会長会において以下の検証を行った。

①議員提案政策条例の策定に向けた学識者・関係団体等参考人招致による意見聴取の実施

- ・開始時期 平成 27 年 10 月
- ・実績 「中小企業の振興に関する条例」
 - ・県商工会連合会「兵庫県産木材の利用促進に関する条例」
 - ・県林業協会 ほか 3「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」
 - ・県身体障害者福祉協会 ほか 4

【実施効果(成果)】

関係団体など参考人からの意見聴取により、専門的知見、現状や課題が把握でき、それらの内容を反映することにより条例案の内容充実が図られるなど一定の成果があった。

【課題】

よりの確に条例案に意見を反映していくため、早期の意見聴取や幅広い意見聴取に努める必要がある。

【改善方策】

意見聴取に際し、効果的な時期での実施や多様な意見を聴取できる工夫を行っていく。

② 条例提案能力向上に向けた政策法務研修の実施

- ・開始時期 平成 29 年 4 月

・内 容

平成 29 年 5 月 8 日

「条例制定における課題や注意点等について」

大東文化大学大学院法務研究科 浅野 善治 教授

平成 30 年 10 月 29 日

「質問力でつくる政策議会」

龍谷大学政策学部 土山 希美枝 教授

【実施効果(成果)】

知識の習得と意識の高揚につながり一定の成果があった。

【課題】

事例紹介を取り入れるなど、多様な内容を取り入れる必要がある。

【改善方策】

引き続き研修内容の充実を図っていく。

(3) 政務活動費の適正運営

各会派代表者会議において「インターネットによる情報公開」の検証のほか、追加項目として「県政報告紙における写真プロフィール等のあり方」、「発注にあたっての業者選定のあり方」について協議を行った。

① インターネットによる情報公開

・開始時期 平成 28 年 7 月

・内 容 領収書等を含めた全ての提出書類をホームページで公開

【実施効果 (成果)】

政務活動費の適正な執行に求められる透明性の確保を推進する上で効果的な取組であった。

【検証結果】

透明性が図られるとともに、第三者のチェックが行いやすくなったこと、並びに、調査研究の成果を県民に広く周知できることから効果的であり、今後も取り組んでいく。

② 県政報告紙における写真、プロフィール等のあり方

議員個人の宣伝を目的とする記事への充当は認められないとする裁判例や、住民監査請求、また、第三者委員会（政務活動費調査等協議会）からの提言を踏まえ、「県政報告紙における写真、プロフィール等のあり方」について検討を行った。

【検討結果】

宣伝目的とならないよう議員の問題意識を高め、共有するために、留意事項について一定の考え方を手引きで明確にし、各自が責任を持って適正な運用に取り組んでいく。

なお、具体的な基準づくりについては、新議会における検討課題とする。

③ 発注にあたっての業者選定のあり方

業者の営業実態が認められないとする住民訴訟判決（H30. 3. 22大阪高裁）があったこと、また、業者の営業実態について疑念が払拭されず返還する事例があったこと等から、「発注にあたっての業者選定のあり方」について検討を行った。

【検討結果】

発注先の業者についての説明責任は、議員及び会派にあり、業者の営業実態を調査する必要が生じた場合には、営業実態を確認できる客観的な資料に基づき説明を行う必要があることを手引きにおいて明確にし、各自が責任を持って適正な運用に取り組んでいく。

IV おわりに

議会改革検証委員会では、条例の理念を具体化し、更なる監視機能や政策提案機能の強化、開かれた議会の実現を図るため、これまで取り組んできた議会改革について、その実施効果を確認し、議論を通じて得られた課題をもとに鋭意検討を重ね、改善方策をとりまとめた。

二元代表制の一翼を担う県議会として、県民の負託に適切に応えていくためには、今後も絶えず改革の取組を重ね、議会機能の充実・強化に努めていかなければならない。

そのためにも、今回の検証で得られた課題や改善方策等が、今後の議会改革の取組の検討にあたって、十分生かされることで、県議会の更なる機能の発揮に結びつくことを望むものである。

議会改革検証委員会 委員等名簿

委員長	黒川	治	(議会運営委員会委員長、自民党)
副委員長	伊藤	勝正	(同副委員長、公明党・県民会議)
委員	徳安	淳子	(維新の会)
〃	栗山	雅史	(ひょうご県民連合)
〃	石井	健一郎	(ひょうご県民連合)
〃	岸本	かずなお	(公明党・県民会議)
〃	藤本	百男	(自民党)
〃	森脇	保仁	(自民党)
委員外議員	ねりき	恵子	(日本共産党)

検 証 の 経 過

- 平成 30 年 6 月 18 日 第 1 回委員会
- ・ 運営要領の協議
 - ・ 検証項目、検証の進め方及び検証スケジュールについて
- 7 月 18 日 第 2 回委員会
- ・ 検証項目、検証の進め方及び検証スケジュールについて
 - ・ 議会改革の取組実績について
- 8 月 27 日 第 3 回委員会
- ・ 検証項目に対する各会派の意見について
 - ・ 追加提案について
- 9 月 25 日 第 4 回委員会
- ・ 提案のあった改善方策に対する会派意見について
 - ・ 追加検討項目に対する会派意見について
- 10 月 26 日 第 5 回委員会
- ・ 提案のあった改善方策に対する会派意見について
 - ・ 追加検討項目に対する会派意見について
- 11 月 20 日 第 6 回委員会
- ・ 提案のあった改善方策に対する会派意見について
 - ・ 広報委員会、各会派政務調査会長会及び代表者会議の検証報告について
- 11 月 27 日 第 7 回委員会
- ・ 正副委員長試案について
- 12 月 4 日 第 8 回委員会
- ・ 報告案について

常任委員会提案による政策条例の調整手続に関する申し合わせ

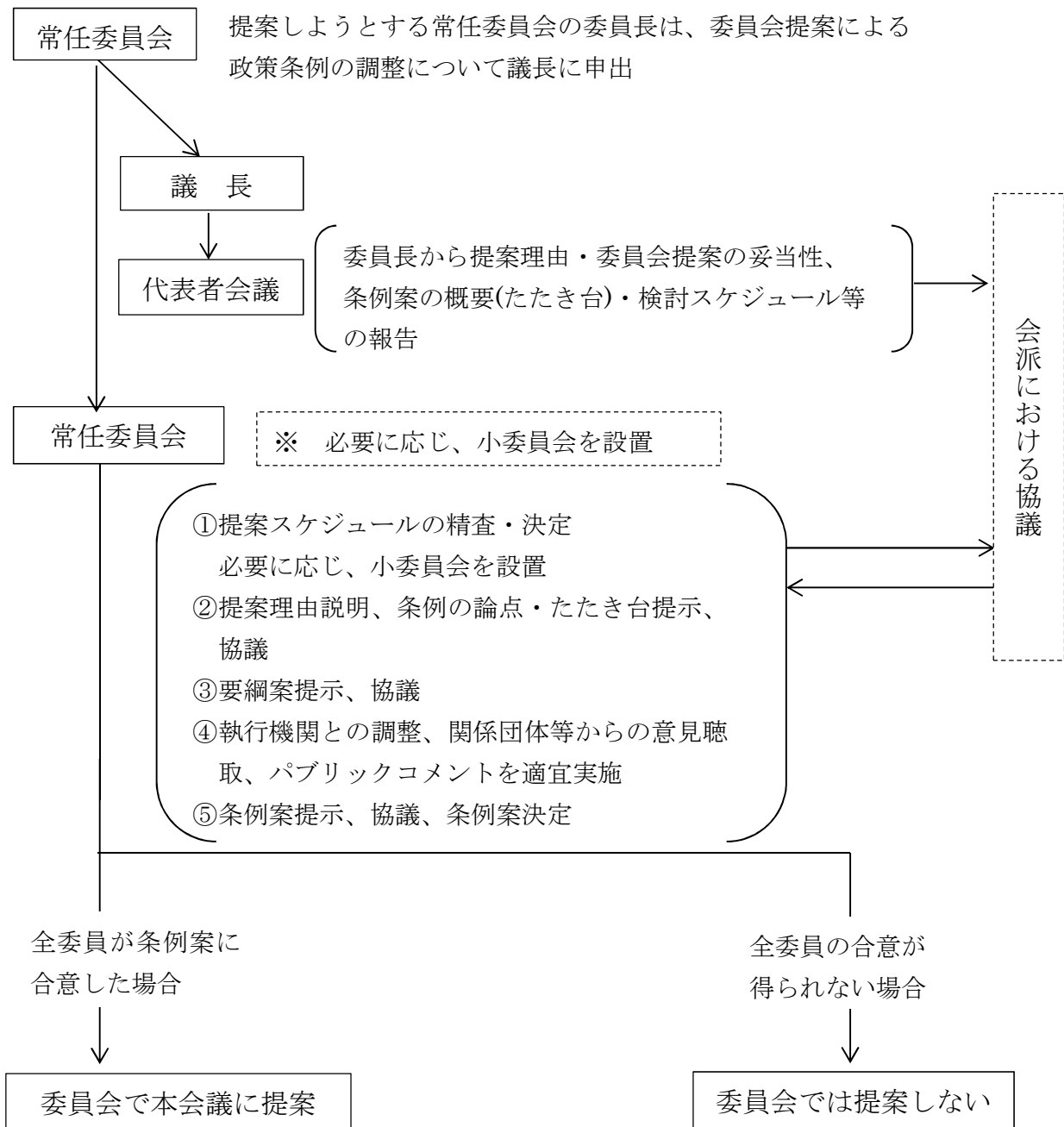
(平成 30 年 12 月 14 日議会運営委員会申し合わせ)

常任委員会提案による政策条例（専ら議会又は議員に関することを定める条例以外の条例をいう。）の制定手続について、下記のとおり申し合わせを行う。

記

- 1 条例を提案しようとする常任委員会の委員長は、提案しようとする条例案の概要（別紙様式）〔省略〕を添えて、議長へ申し出るものとする。
- 2 委員長は、1の議長への申出に当たっては、条例案の協議・調整に必要な期間が十分確保されるよう配慮するとともに、全会一致が見込まれるものとなるよう、あらかじめ全委員の意見を聴くなどにより、提案の内容を十分吟味するものとする。
- 3 各委員は、全会一致が求められることを受け、会派の意見を代表するよう努めるものとする。
- 4 議長は、1の申出を受けた場合、各会派代表者会議を招集する。
同会議において、委員長から、常任委員会による提案の妥当性や条例案の概要、検討スケジュール等について報告するものとする。
- 5 常任委員会では、全会一致を目指して協議・調整を実施するものとし、機動的な協議・調整を行うため、小委員会を設置することができるものとする。
- 6 常任委員会では、その協議により、必要に応じて、執行機関との調整、関係団体や学識者からの意見聴取、県民意見提出手続（パブリック・コメント）等を実施する。
- 7 常任委員会における協議・調整の結果、条例案を提案することについて、委員全員の合意が得られた場合、委員長が発議者となって本会議に提案するものとする。

常任委員会提案による政策条例の調整手続のフローチャート



※ 議会事務局は、条例制定に係る支援を実施

- ・ 関係資料の収集・提供
 - ・ 関係団体等の意見聴取や執行機関との調整の場の設定、パブリックコメント
 - ・ 法令審査
- 等

議会広報充実の検証結果(広報委員会)

県議会広報については、平成27年度第1回広報委員会で「県議会広報基本方針」を定め、「障害者や高齢者にやさしい広報の充実」、「若者の関心を高める広報の展開」、「議会改革等の取組の重点的な発信」の3点を新たな取組の視点とした。

基本方針に基づき、より親しみやすい県議会として、県民との結びつきを一層深めることを目的として、議会の活動状況及び制度等を、多様な媒体を活用しながら、より効率的かつ広く県民に発信してきた。

【取組実績】

《基本方針》

1 障害者や高齢者にやさしい広報の充実

- ・平易で理解しやすい表現、大きな文字サイズ等により、誰もが分かりやすく、見やすい情報を発信
- ・本会議インターネット中継、県議会レポートに手話通訳映像を挿入 など

2 若者の関心を高める広報の展開

- ・議会広報PRキャラクター「兵議博士」の活用
- ・大学生等の議会参加、県議会サテライトゼミの実施
- ・「県議会だより」の紙面デザインの変更
- ・インターネットライブ中継・録画配信のスマートフォン・タブレット端末対応 など

3 議会改革等の取組の重点的な発信

- ・地域創生、行財政構造改革、選挙期日と議員任期の「ずれ」解消、選挙区・議員定数の変更、議員提案条例等の取組を重点的に発信
- ・政務活動費に関する収支報告書、会計帳簿、領収書、添付書類等のホームページへの掲載 など

《事業別》 ※議会改革検証委員会での議会広報の充実に関する検証項目は下線

◎印刷媒体による広報

(1) 全世帯配布広報紙「ひょうご県議会だより」

- ・全戸配布地域の拡大(シルバー人材センター、ポスティング業者の活用)
- ・県広報紙との同時配布による効果的な広報の実施
- ・若者を始め県民が広く興味を持つ紙面デザインに変更、全面カラー化
- ・原則12ポイント以上の文字を使用
- ・県内大学、高等学校、特別支援学校に配布 など

(2) 議会総合PR誌「はい、県議会です。」

- ・原則12ポイント以上の文字を使用
- ・県内高等学校、特別支援学校に配布 など

◎テレビによる広報

(3) 議会広報テレビ番組「県議会レポート」

- ・インタビュアーに高校生を起用
- ・手話通訳映像を挿入

◎インターネットによる広報

(4) 県議会ホームページ、県議会フェイスブック

- ・選挙期日と議員任期の「ずれ」解消に関する特設ページを掲載
- ・県議会フェイスブックの開設 など

(5) インターネット議会中継

- ・閉会中常任委員会のインターネット中継を原則1回から2回に増加、さらに、1開催日につき2委員会に増加
- ・本会議映像に手話通訳を挿入
- ・YouTubeを活用したスマートフォン向け本会議録画配信の実施(今年度から画質を向上)
- ・全てのライブ中継・録画配信のスマートフォン・タブレット対応 など

【実施効果（成果）】

誰もが分かりやすく、見やすい情報の発信や、SNSをはじめとする新たな広報媒体等の活用に努め、障害者や高齢者に優しく、若者の関心を高める広報に取り組んだ。また、議会改革や議員任期の特例などについて、重点的な発信をしており、評価できる。

なお、議会改革検証委員会での議会広報の充実に関する検証項目である「スマートフォン向け本会議録画配信の実施」、「県議会フェイスブックの開設」、「県議会だよりの充実」についても、積極的に取り組んでおり、評価できる。

【課題および今後の取組方針】

今後とも、障害者や高齢者により優しく、若者の関心を高める広報を目指し、それぞれの意見を聞くとともに、広報戦略課や広報官とも連携し、より一層親しみやすい県議会となるよう取組を続ける必要がある。

《基本方針》

1	障害者や高齢者にやさしい広報の充実	県民の意見を聞きながら、アクセシビリティ対応の向上など、障害者や高齢者にやさしい広報の検討・取組を続ける必要がある。
2	若者の関心を高める広報の展開	若者の意見を聞き、若者目線での更なる広報が求められているため、SNSの活用や若者が参画する印刷物の制作などを検討する必要がある。
3	議会改革等の取組の重点的な発信	広く県民に知って頂くため、あらゆる手段を用いて、継続的に、わかりやすい広報に取り組む必要がある。

《事業別》

1	県議会だより	全戸配布地域の拡大や経費削減などの効果があるが、引き続き、県民に伝わるわかりやすい紙面改善等への継続的な取組が必要である。
2	はい、県議会です。	配布対象や方法および県民目線に立ったわかりやすい広報への更なる工夫や視覚障害者への対応を検討する必要がある。
3	県議会レポート	放映時間、回数、時間帯の変更や内容を検討する必要がある。
4	県議会ホームページ	アクセシビリティ対応の向上を検討する必要がある。
	県議会フェイスブック	若者の関心を高めるため、他の SNS の活用を含めて、対応を検討する必要がある。
5	インターネット議会中継 (スマートフォン向け本会議録画配信)	全ての中継・録画映像のスマートフォン向け配信や YouTube 本会議録画配信の画質を向上するなどの取組自体は効果的であるので、引き続き、ライブ中継、録画配信を行い、広報媒体の更なる活用等により県民の認知度向上を図る必要がある。